



2026年 6月12日  
第219号

# JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一  
編集 情宣 担当  
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

## 不当労働行為損害賠償請求第3回口頭弁論 第3回公判に合わせたビラ配布行動と裁判報告集会を開催！

「大宮地本不当労働行為損害賠償請求」の第3回口頭弁論が6月12日に行われました。その後の大宮地本報告集会と、横浜地本として大宮地本報告集会にリモート中継をつないでの集会参加をしました。

### 市民に訴える駅頭ビラ配布行動 横浜地本は2箇所を実施



25名が参加！  
355枚を配布！



横浜地本では、戸塚駅・小田原駅でビラ配布行動を実施し、25名の参加で355枚を配布、その後に行われた大宮地本主催の報告集会では、地本からのリモート参加を含めて17名で報告集会をつくり出しました。

ビラ配布行動では「JR東日本」や「ハラスメント」という言葉に興味を持つ方が多く、世代を問わず多くの方にビラをお配りしました。「昔も今も働く人が虐げられているのは許せない。頑張ってもらいたい」といった応援もいただきました。ビラ配布に初参加した組合員からは「渡す世代によって言葉一つで反応が変わることが勉強になった」「若い人たちにもどんどん知ってもらいたい。次回も参加したい」という声がありました。

その後の大宮地本主催の報告集会では、担当弁護士から会社側が提出した書面について話がされ、「Aさんに考えが古い、組合の考えは革命しかないなどとは言っていない。2年も前の事だからAさんの証言に信憑性がない」という主張がなされていることなどが報告されました。実際には現場長に申告し、団体交渉において副長の発言が不当労働行為であるとAさんは一貫して会社側に訴えてきていました。会社の主張は団体交渉軽視の姿勢が表れていると会場からは怒りの声が上がりました。

Aさんからは、全国の仲間のたたかいや傍聴席を埋める仲間の存在が力になっていることや今後も安心してJR東労組に加入できる会社を取り戻すために継続したたたかいの必要性が語られました。

横浜地本からリモートで参加した仲間からは「会社は都合の悪いことは知らぬ存ぜぬの姿勢」「職場のチェックは組合しかできない」「こうした事実を広めていくのが私たちの使命だと思う」といった感想が述べられました。



次回、第4回公判は9月11日（金）に行われます。

## 不誠実な会社姿勢を社内外に訴え、健全な会社を取り戻すために連帯してたたかおう！